

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
翌日  
の翌日  
に  
おき  
た  
り  
ま  
す)

## 目 次

### ◇告 示 字の区域の新設等(地方課)

鳥取県鉱工業生産動態調査要綱(統計課)

土地改良区の役員の就退任(二件)(農村整備課)

土地改良事業の認可申請の適否の決定(〃)

土地収用法による土地の立入り(管理課)

土地区画整理法による換地処分(都市計画課)

収入証紙の小売りさばき人の指定(会計課)

### ◇選管告示 不在者投票管理者を置くことができる病院等の指定等の一部改正

## 告 示

鳥取県告示第九百七十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定

に基づき、米子市長から次のとおり字の区域を新たに画し、変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。  
この字の区域の新設、変更及び廃止は、土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)第三百条第四項後段の規定による米子境港市計画事業皆生新田第二土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成元年九月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに画する字の名称

皆生字大池

同上の区域(昭和六十三年十二月一日現在の地番による。)

皆生字丸池三五一の五から三五一の八まで、三五一の一〇、三五二の一、三五二の三、三五二の四、三五三の一九及びこれらと一体をなす国有地

皆生字林田三九八の四四、三九八の四五、三九八の四八、三九八の四九、三九八の五一、四三八の二、四四八の五、四四九の二及びこれらと一体をなす国有地の一部

皆生字土手ノ内四八五の二の一部、四八五の三の一部及びこれらと一体をなす国有地

皆生字向林六五六の二、六五六の三及びこれらと一体をなす国有地

皆生字石河原ウド六八二の二、六八三の二、六八三の三、六八三の五、六八五の一、六八五の三、六八五の四、六八六の一、六八六の二、六八七の一から六八七の三まで、六八八の一から六八八の三まで、六八九の一、六八九の四、六八九の五、六九一の一から六九一の三まで及びこれらと一体をなす国有地

皆生字東大池の全域  
皆生字西大池のうち七六五の三から七六五の六まで、七六六の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域  
皆生字小砂池七六七の一、七六七の三、七六八の一、七六八の二、七六九の一、七六九の二、七七〇の一から七七〇の四まで、七七二、七七三、七七三の一、七七三の二、七七九の一から七七九の四まで、七八〇の一、七八〇の二、七八一、七八二の一から七八二の三まで、七八三及びこれらと一体をなす国有地  
皆生字南砂池の全域  
皆生字ウド口七九二、七九三の一、七九三の二、七九四の一、七九五の一、七九六の一及びこれらと一体をなす国有地  
皆生字小バイ八〇六の一、八〇七の一、八〇七の二、八〇八の一から八〇八の三まで、八〇九の一から八〇九の四まで、八一〇から八一四まで、八一五の一から八一五の一三まで、八一六、八一七、八一八の一、八一八の二、八一八の五、八一八の九の一、八二〇の一、八二一の一、八二一の二の一部、八二二の一、八二二の二の一部、八二三の一、八二三の二及びこれらと一体をなす国有地  
皆生字下沖林の全域  
皆生字中沖林のうち八三八の三の一部、八三八の七、八三八の八の一部、八三八の一、八三八の二、八三八の一四、八三八の一五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域  
皆生字上沖林八三九の三の一部及びこれらと一体をなす国有地  
皆生字西雁座一一六九の一、一一六九の二の一部、一一六九の三の一部、一一七〇の一、一一七〇の二、一一七一の一、一一七二の二、一一七三の一、一一七四の一、一一七五の一、一一七六の一、一一七六の三、一一七七の一及びこれらと一体をなす国有地  
皆生字ウド口沖一五三三の一及びこれらと一体をなす国有地

	<p>皆生字北砂池一六〇五の二の一部、一六〇五の三、一六〇六の一、一六〇七の一、一六〇八の一、一六〇九から一六一二まで、一六一三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>区域を変更する 字の名称</p>	<p>同上の区域（昭和六十三年十二月一日現在の地番による。）</p>
<p>皆生字丸池</p>	<p>皆生字丸池のうち三五一の五から三五一の八まで、三五一の一〇、三五二の一、三五二の三、三五二の四、三五三の一九及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>皆生字林田</p>	<p>皆生字林田のうち三九八の四四、三九八の四五、三九八の四八、三九八の四九、三九八の五一、四三八の二、四四八の五、四四九の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>皆生字土手ノ内</p>	<p>皆生字土手ノ内のうち四八五の二の一部、四八五の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>皆生字向林</p>	<p>皆生字向林のうち六五六の二、六五六の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>皆生字石河原ウ D</p>	<p>皆生字石河原ウドのうち六八二の二、六八三の二、六八三の三、六八三の五、六八五の一、六八五の三、六八五の四、六八六の一、六八六の二、六八七の一から六八七の三まで、六八八の一から六八八の三まで、六八九の一、六八九の四、六八九の五、六九一の一から六九一の三まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>皆生字西大池</p>	<p>皆生字西大池七六五の三から七六五の六まで、七六六の二及びこれらと一体をなす国有地</p>

皆生字小砂池	皆生字小砂池のうち七六七の一、七六七の三、七六八の一、七六八の二、七六九の一、七六九の二、七七〇の一から七七〇の四まで、七七二、七七三の一、七七三の二、七七九の一から七七九の四まで、七八〇の一、七八〇の二、七八一、七八二の一から七八二の三まで、七八三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
皆生字ウドロ	皆生字ウドロのうち七九二、七九三の一、七九三の二、七九四の一、七九五の一、七九六の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
皆生字小バイ	皆生字小バイのうち八〇六の一、八〇七の一、八〇七の二、八〇八の一から八〇八の三まで、八〇九の一から八〇九の四まで、八一〇から八一四まで、八一五の一から八一五の三まで、八一六、八一七、八一八の一、八一八の二、八一八の五、八一九の一、八二〇の一、八二一の一、八二二の二の一部、八二二の一、八二二の二の一部、八二三の一、八二三の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
皆生字中沖林	皆生字中沖林八三八の三の一部、八三八の七、八三八の八の一部、八三八の一、八三八の二、八三八の一四、八三八の一五の一部及びこれらと一体をなす国有地
皆生字上沖林	皆生字上沖林のうち八三九の三の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域
皆生字西雁座	皆生字西雁座のうち一一六九の一、一一六九の二の一部、一一六九の三の一部、一一七〇の一、一一七〇の二、一一七一の一、一一七二の二、一一七三の一、一一七四の一、一一七五の一、一一七六の一、一一七六の三、一一七七の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

皆生字ウドロ口沖	皆生字ウドロ口沖のうち一五三三の一及びこれと一体をなす国有地以外の区域
皆生字北砂池	皆生字北砂池のうち一六〇五の二の一部、一六〇五の三、一六〇六の一、一六〇七の一、一六〇八の一、一六〇九から一六二二まで、一六一三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
廃止する字の名称	皆生字東大池、皆生字南砂池、皆生字下沖林

**鳥取県告示第九百七十二号**

鳥取県統計調査条例（昭和二十五年三月鳥取県条例第七号）の規定に基づき、鳥取県鉱工業生産動態調査を次の要綱により平成元年十月一日から行うので、同条例第二条の規定により告示する。

平成元年九月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県鉱工業生産動態調査要綱

一 調査の目的

この調査は、鳥取県統計調査条例（昭和二十五年三月鳥取県条例第七号）に基づき、本県における鉱工業生産の動態を把握し、もって県内の鉱工業生産に関する基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査の対象

この調査は、日本標準産業分類による大分類D―鉱業又は大分類F―製造業を営む事業所のうち知事が指定した事業所について行う。

三 調査事項

この調査は、次に掲げる事項について行う。

1 事業所の名称

2 事業所の所在地

3 知事が別に定める品目の月間生産高、月間出荷高及び月末在庫高

四 調査の期日

この調査は、毎月末日現在において行う。

五 調査の方法

この調査は、知事が任命した調査員によって行うものとし、調査員が配布する調査票に申告者が所定の事項を記入する方法で行う。

ただし、知事が別に定める事業所については、直接郵送調査により行う。

六 調査票の提出期限

この調査の調査票は、毎月所定の期日まで知事に提出する。

七 調査結果の公表

知事は、事業所から提出された調査票により鳥取県鉱工業指数を作成し、公表する。

鳥取県告示第九百七十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり福部土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨

の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成元年九月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の名及び住所

理事 嶋田 勇 岩美郡福部村大字岩戸五三四―二

若山 洋 七六

中村 幸治 大字細川三三七

山根尚義 二七九―一

山根敏彦 大字海士六一二

浜本利広 五九三

河口国雄 大字湯山七〇九

谷口佳雄 七二三

岡部昭夫 七六

森本繁美 一九〇九―八

橋本敦郎 七三

猪上直美 大字海士一五九

谷本英美 大字岩戸一一九

平成元年八月十六日退任

就任した役員の名及び住所

理事 若山 洋 岩美郡福部村大字岩戸七六

宮本定男 一〇六三

中村幸治 大字細川三三七

谷本衛 三四〇一

山根敏彦 大字海士六一二

中川昇一 五〇三十七

河口国雄 大字湯山七〇九

湯邨勲 八一三

岡部昭夫 七六

森本繁美 一九〇九一八

橋本敦郎 七三

猪上直美 大字海士一五九

嶋田勇 大字岩戸五三四一

平成元年八月十七日就任 任期四年

鳥取県告示第九百七十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり日南町土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成元年九月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 井下原 積 日野郡日南町萩原二二七

今田卓見 多里三四九一三

田邊末吉 六五一十四

池内實 湯河八三

坪倉清明 四三〇

浅野茂 新屋四四〇

榎原茂人 四六九

小田一穂 一五八三

近藤敏正 一四三八

戸田幸壽 萩原七六

西村友昭 三五五一

西村敏志 六一七

荒木芳元 六七六

小谷秀人 一二〇〇

小谷巧 神戸上二四八六

金田浩 一三八

福田迪也 二四七五

福田迪也 二二二九

小谷暁 八八一

廣瀬明正 一八九六

篠原喜久 二二四

小谷哲也 一〇二一

佐伯勉 一〇三三

内田博長 二七八七

塩見裕司 上石見五六

岸郁男 下阿毘縁一五四六一

坪倉勝幸	遠藤一男	狭間剛二	大原勲	福田忠之	細田眞一	加納達徳	高木功	福岡覺	山形正利	村上邦明	山形義盛	新田和美	清水正万	西村吉久	喜美田充	吉澤嘉一	中村恒雄	島川和美	石田公人	森川一男	木山一之	矢田貝昭	田邊貞治
阿毘縁二五一八一	二一九八一	一〇五一一	一三七八	下阿毘縁一〇〇一一	五九七	八五四一	二一一三	花口一一一一	一七二一	一四二九	九〇四一一	七九九	上石見四三三一	七二〇一一	七七六一三	九二〇一二	中石見一四七	四〇三	二八〇一一	六〇一	四九八	七六〇一一	下石見二五二一一

田邊眞幸	中田博	角田守	手嶋昭好	高橋正道	櫃田忠	渡邊登	伊田直美	丸山定之	高橋久夫	藤原吉廣	吉川誠	石川美智也	近藤通	高橋允美	白根保正	野口忠實	實延和夫	木山凱也	小林和臣	坪倉公夫	藤原薫之	木村利顯	河平吉壽
九一一	一三〇二	一一五八一	六八九十一	三八八一	三七八一四	三七	九六	六九〇	笠木八〇〇	一六八一	一〇九六一	二五二二	一六七	茶屋二四三三	二七一〇	一六三九	三八一七十四	二〇四七一二	三二八三	二二三	一一二四	福寿実二四一十四	六五三十一

理事	井下原 積	日野郡日南町萩原二二七	新屋一五八三
就任した役員の名及び住所			
坪倉米壽	八四三		
出垣正夫	新屋一三九一二		
福田伊佐武	萩原一二三九一二		
長谷川照美	多里六八一		
駒場弘道	湯河七九三		
濱田勅滋	新屋一七六五十六		
榎原孝行	神戸上六九九一		
小谷眞市	二三〇一		
福田定雄	上石見一〇三		
石飛克郎	阿毘縁二一一二		
荒金文雄	一九九		
丸山和典	下阿毘縁九八八一		
新田正夫	花口七九三一		
藤定満一	上石見七七九		
白根幹男	下石見八六		
矢田貝 榮	一四〇三		
向原一明	三吉四二一		
坪倉 正	茶屋三一		
山浦 久	笠木一八四六		
平成元年七月二十六日退任			

坪倉清明	湯河四三〇
秋末安司	萩原二四六
小谷秀人	神戸上二四八六
廣瀬明正	一八九六
小谷 巧	一三八
岸 郁男	下阿毘縁一五四六一
坪倉勝幸	阿毘縁二五一八一
狹間剛二	一一〇五一
高木 功	下阿毘縁二一一三
福岡 覺	花口一一一
山形義盛	九〇四一
藤定満一	上石見七七九
島川和美	中石見四〇三
森川一男	六〇一
高橋公正	下石見九八一
太田卓治	一一三八一
山本文夫	一六七八一三
丸山定之	三吉六九〇
伊田直美	九六
近藤 通	笠木一六七
石川美智也	二五二二
藤原吉廣	一六八一
野口忠實	茶屋一六三九
長谷川政幸	二九六七

三	上 惇 二	二四四五
〃	木 村 利 顯	〃
〃	村 本 修	福寿実二四一―四
監 事	〃	多里二八三
〃	榎 原 孝 行	〃
〃	石 倉 守 明	神戸上六九九―一
〃	三 上 正 喜	〃
〃	〃	下阿毘縁一〇五三一―
〃	山 浦 久	〃
〃	〃	下石見二三一―
〃	〃	笠木一八四六

平成元年七月二十七日就任 任期四年

鳥取県告示第九百七十五号

鳥取市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）向島地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年九月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間  
平成元年九月三十日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百七十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第二項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同条第四項の規定により告示する。

平成元年九月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 起業者の名称  
中国電力株式会社
- 二 事業の種類  
特別高圧送電線米子線鉄塔化工事
- 三 立ち入ろうとする土地の区域  
西伯郡淀江町大字小波、大字平岡、大字福頼及び大字富繁地内
- 四 立ち入ろうとする期間  
平成元年九月二十九日から平成二年九月三十日まで



鳥取県告示第九百七十七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第一百三条第三項の規定に基づき、米子市皆生新田第二土地区画整理組合から米子境港都市計画事業皆生新田第二土地区画整理事業施行地区の宅地について換地処分をした旨の届出があったので、同条第四項後段の規定により告示する。

平成元年九月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百七十八号

鳥取県収入証紙条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第九号）第五条第三項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第四項の規定により告示する。

平成元年九月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

指定年月日	指定番号	住 所	名 称	売りさばき場所
平成元年九月二十二日	四九四	八頭郡郡家町大字郡家四〇	鳥取県職員労働組合 郡家保健所分会	八頭郡郡家町大字郡家四〇 鳥取県職員労働組合郡家保健所分会

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第六十八号

昭和六十一年五月鳥取県選挙管理委員会告示第三十三号（不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定等について）の一部を次のように改正する。

平成元年九月二十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

一の表医療法人清生会谷口病院の項の次に次のように加える。

医療法人専仁会信生病院

倉吉市明治町一〇二七